

建設局公募型プロポーサル方式受託者における
特記仕様書（案）

「水の回廊」における整備事業に関するCM業務委託

特記仕様書(1)

1. 業務概要

(1) 業務件名

「水の回廊」における整備事業に関するCM業務委託

(2) 業務期間

令和7年8月1日～令和10年3月31日（32カ月）

(3) 対象事業

- ・ 端建蔵橋架替事業（橋梁課）N=1橋
- ・ 東横堀川等耐震対策事業（河川課）L=1.0km

(4) 履行場所

- ・ 端建蔵橋架替事業（橋梁課）北区中之島6丁目～西区川口1丁目
- ・ 東横堀川等耐震対策事業（河川課）中央区北浜1丁目～道頓堀1丁目

(5) 業務目的

本市橋梁課が進める端建蔵橋架替事業はこれまで事業の長期化及び事業費の増大により効率的な事業工程や事業費の管理が必要となっている。

河床部の支障物や出水期施工など潜在的な施工リスクがあることに加え、幹線道路の通行止めを継続した施工が予定されるなど、社会的影響が大きい。

また、本市河川課が進める東横堀川等耐震対策事業は長期に及ぶ事業期間において、効率的な事業管理が必要となっている。

河床部の支障物など潜在的な施工リスクがあり、河川の水質管理や舟運事業者に配慮した施工が求められるなど、社会的影響が大きい。

これらの課題に対して、全体事業工程等を適切に管理し、施工リスクや課題と対応方針を検討し、設計や施工への確実な反映、関係機関等との協議・調整を図るなど、円滑な事業推進を目的に各種管理を行う業務である。

(6) 業務内容

本業務は以下の各種管理を実施するものとする。業務対象範囲および業務内容は別表-1に示すとおりとする。また、本業務の実施にあたっては、発注者とのパートナーシップのもと、一体となって業務を遂行するものとし、以下内容を分担・協力して実施するものとする。

- ① 事業管理
- ② 契約管理
- ③ 設計管理
- ④ 工事管理

なお、履行期間中に管理対象の変更や追加が発生した場合、業務内容の変更について監督職員と協議するものとする。

① 事業管理

1) 計画・準備

業務着手にあたり、対象工区の事業計画等について監督職員からの説明を受けるとともに、これまでの設計・工事の契約図書や成果品、地元・関係機関との協議状況、工事や現地状況確認等の現地踏査を行い、事業計画や課題、不確定要素を把握する。

- ・事業計画の把握
- ・現地踏査

2) 課題の抽出・整理

計画・準備において把握した各種課題を抽出し、一覧表で整理のうえ監督職員へ報告する。その際、課題の影響度や重要度の評価を行い、課題解決の方針や優先順位等について提案するものとする。

3) 事業リスクの検討

事業全体に影響を及ぼす工程遅延や事業費増大のほか、事業管理体制等に対する事業リスクを検討し、事業計画案を立案する。

- ・リスクマネジメント

4) 事業計画の改善・立案

把握した事業計画へ反映する事項や改善内容について検討する。その際、設計・工事の発注手続きや、許認可のスケジュールを含めた事業全体工程を作成する。

- ・事業工程計画

5) 事業進捗の管理

事業の進捗管理として、事業工程上の出来高と設計、工事の履行状況を把握し、事業進捗を管理する。その際、作成した事業全体工程表や抽出・整理した課題・リスクの検討内容を反映し、事業全体の進捗を可視化すること。これにより、効率的な事業進捗等に関する検討ができるよう、適宜進捗に併せ更新するものとする。

- ・進捗管理
- ・課題管理

6) 設計方針の立案（東横堀川等耐震対策事業のみ）

既往の設計成果に基づき、現地状況や現地条件を考慮したうえで、設計方針を立案する。これには、既存の予備設計や詳細設計の成果から設計条件等を把握し、現地状況等から見直しが必要とされる範囲を抽出のうえ、対応の優先度を踏まえた提案を行う。

また、監督職員との合同現地踏査や関係者へヒアリングを行い現地条件の反映をすること。

- ・設計条件等の整理
- ・関係者ヒアリング（舟運事業者、自治会）
- ・合同現地踏査の実施
- ・設計方針の立案

7) 事業予算の管理（端建蔵橋架替事業のみ）

事業の進捗を踏まえた本市の事業予算を把握し、設計や工事費の整理を通じて予算執

行管理を支援する。

また、各工事の施工状況を踏まえ、コスト縮減に対する提案を行う。

- ・事業予算の把握
- ・設計・工事費の整理
- ・予算執行管理

8) 会議体運営支援

事業の円滑な推進のために必要となる会議体の設定を検討する。

また、会議運営に際して、会議資料の作成や司会進行等の運営支援を行う。

- ・会議体設定の検討
- ・会議体運営支援

9) 関係機関協議支援

本事業に関連する関係機関を整理し、必要な会議や説明会等のスケジュールを計画する。また、協議に同行し議事録作成や技術的助言等の協議支援を行う。

なお、関係先については以下を想定している。

【端建蔵橋架替事業】

関係先	内容	備考
地元自治会や沿川住民	工事説明	
舟運事業者	工事説明	複数者
河川管理者	河川協議（河川占用）	大阪府
交通管理者	公安協議（道路使用、通行止め）	
道路管理者	施工協議（近接施工）	阪神高速道路
公益事業者	施工協議（近接施工）、移設協議	大阪市水道局、 関西電力、大阪 ガス

【東横堀川等耐震対策事業】

関係先	内容	備考
地元自治会や沿川住民	事業説明	
舟運事業者	事業説明	複数者
交通管理者	公安協議（道路使用、通行止め）	
道路管理者	施工協議（近接施工）	阪神高速道路、 大阪市(橋梁課)
公益事業者	移設協議（埋設、添架）	8 者
その他関係部局	公園管理者、下水道管理者、水辺再生協議会	

- ・関係機関協議の整理
- ・関係機関スケジュール計画
- ・協議同行支援

10) 事業間の調整

本業務対象の端建蔵橋架替事業および東横堀川等耐震対策事業に関して、事業間で

図るべき事項として発注方式や設計条件、舟運事業者との関係機関協議などの統一事項を整理する。そのうえで、事業進捗に応じた各種調整を図るものとする。

また、本業務内においても事業間の情報連絡・調整を図り、打合せ・協議を通じて監督職員へ関連事項の報告をすること。

② 契約管理（東横堀川等耐震対策事業のみ）

事業計画及び設計方針に基づき、対象範囲の優先度を踏まえた発注計画を検討し、発注に必要となる関係図書の作成を支援する。ただし、積算は含まないこととする。

1) 測量・調査・設計等業務の発注計画

事業の進捗状況等を踏まえ、工程、予算、留意事項等について測量・調査・設計等業務の発注計画案を検討する。

また、これら業務の発注ロットや与条件の整理を含めて監督職員へ提案する。

2) 測量・調査・設計等業務の入札契約事務支援

測量・調査・設計等業務の発注計画に基づき、業務契約に係わる関係図書（仕様書、説明図など）の作成を支援する。

3) 工事の発注計画

事業の進捗状況等を踏まえ、工程、予算、留意事項等について工事の発注計画案を検討する。また、これら工事の発注ロットや与条件の整理を含めて監督職員へ提案する。

4) 工事の入札契約事務支援

工事の発注計画に基づき、工事契約に係わる関係図書（仕様書など）の作成を支援する。

③ 設計管理

本業務期間内で履行する既契約の測量・調査・設計等業務および本業務の発注計画に基づき発注・契約された各種業務を対象に設計管理を行う。

1) 設計工程の管理（東横堀川等耐震対策事業のみ）

設計業務受注者からの履行報告や実施工程表に基づき業務工程を管理し、業務促進に関して助言を行う。

2) 設計履行の管理（東横堀川等耐震対策事業のみ）

測量・調査・設計等業務（下表）の期間中、その履行状況や設計内容について管理する。

また、業務の実施段階において、設計業務受注者から提出される比較調査・検討または比較設計が実施された場合は、採用された比較案および選定された最適案が妥当なものか確認し、その結果を監督職員へ報告する。なお、確認に際しては別途の構造計算や比較設計は行わない。

また、工事実施において、設計変更内容に関して統一すべき条件を整理し、未発注区間の設計方針へ反映する。そのほか、設計業務受注者間の調整が必要な場合は調整会議等の開催を検討し、監督職員を支援する。

業務名	設計概要	備考
令和6年度 東横堀川護岸更新に伴う詳細設計業務	葭屋橋～水門間護岸詳細設計	R7.10完了（予定）
発注計画に基づき本業務期間中に発注・契約する各種業務		2件（想定）

- ・ 契約関連図書の内容把握
- ・ 業務計画書の確認
- ・ 業務履行状況の把握・確認
- ・ 比較設計等の妥当性検討
- ・ 業務受託者間の調整
- ・ 設計協議の支援

3）設計の技術的支援（端建蔵橋架替事業のみ）

設計条件の整合性を精査し、発注工事との整合を確認する。不整合が判明した場合、必要に応じて工事受注者が行う設計図書の照査等に対する技術的な助言・支援を行う。なお、設計業務等による別途発注が望ましい場合は監督職員に提案し、承認の上で発注に伴う支援を行う。

- ・ 修正設計の成果品確認
- ・ 設計協議の技術的支援

④ 工事管理

対象工事の設計変更支援として、工事受注者の設計変更協議の妥当性を確認し報告する。報告にあたっては、施工計画書や契約図書との関連性に配慮し、受注者に対する指示及び承認・受理等の確認の支援を行う。

また、工事工程や工事履行状況のほか、設計変更の協議状況について監督職員からの情報を把握し、必要に応じて助言を行う。

なお、対象工事は以下のとおりとするが、対象工事の変更や追加が発生した場合、業務内容の変更について協議するものとする。

事業名	工事名	工事概要	備考
端建蔵橋架替事業	端建蔵橋架替工事－1	旧橋撤去（上部工、橋脚）	R4.2～R7.6
	端建蔵橋架替工事－2	橋梁上部工	R5.2～R12.3
	端建蔵橋架替工事－3	旧橋撤去工（橋台）、地中障害撤去工、橋台・橋面工、取付道路工	R7.2～R12.3
東横堀川等耐震対策事業	東横堀川（本町橋～農人橋間）堤防耐震対策工事－4	河川土工、補強護岸工、護岸工、護岸撤去工、仮設工など	R7.3～R10.3
	東横堀川（葭屋橋～東横堀川水門間）堤防耐震対策工事（仮称）	河川土工、補強護岸工、護岸工、護岸撤去工、仮設工など	R8.2契約見込み

- ・ 工事工程や履行状況の把握・助言
- ・ 設計変更支援

別表-1 業務対象範囲および業務内容

対象事業	端建蔵橋架替事業	東横堀川等耐震対策事業			備考
対象範囲 業務内容	端建蔵橋	本町橋- 農人橋間	葭屋橋- 水門間	上大和橋 -日本橋 間	
事業管理					
計画・準備	○	○	○	○	
課題の抽出・整理	○	○	○	○	
事業リスクの検討	○	○	○	○	
事業計画の改善・立案	○	○	○	○	
事業進捗の管理	○	○	○	○	
設計方針の立案	—	—	○	○	
事業予算の管理	○	—	—	—	
会議体運営支援	○	○	○	—	
関係機関協議支援	○	—	○	○	
事業間の調整	○	○			
契約管理					
発注計画	—	—	○	○	
入札契約事務支援	—	—	○	○	
設計管理					
設計工程の管理	—	—	○	○	
設計履行の管理	—	—	○	○	
設計の技術的支援	○	—	—	—	
工事管理					
工事工程や履行状況 の把握・助言	○	○	○	—	
設計変更支援	○	○	○	—	
優先度区分	施工中	施工中	優先度①	優先度②	

(7) 業務実施体制

本業務の実施にあたっては、管理技術者および主任技術者のほか、本業務対象の端建蔵橋架替事業および東横堀川等耐震対策事業のそれぞれに主担当技術者を1名ずつ計2名、担当技術者を計2名以上配置すること。

また、業務執行において、種々の分野からなる専門技術課題に対応するため、バックオフィスを設置する。

なお、これによる実施体制のイメージを図-1に示す。

① 管理技術者

契約の履行に関し、業務の全体管理および総括等を行う者をいう。

② 主任技術者

管理技術者のもとで複数の担当技術者を統括し業務の執行にあたり、主に技術上の管理をつかさどる者で、受注者が定めた者（管理技術者、主担当技術者、担当技術者を除く）をいう。

③ 主担当技術者

管理技術者および主任技術者のもとで対象事業の業務を主担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者、主任技術者を除く）をいう。

④ 担当技術者

管理技術者、主任技術者および主担当技術者のもとで対象事業において定型業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者、主任技術者、主担当技術者を除く）をいう。

⑤ バックオフィス

管理技術者および主任技術者のもとで、種々な分野からなる専門的技術課題に対応する者で、受注者が定めた者（管理技術者、主任技術者、担当技術者を除く）をいう。

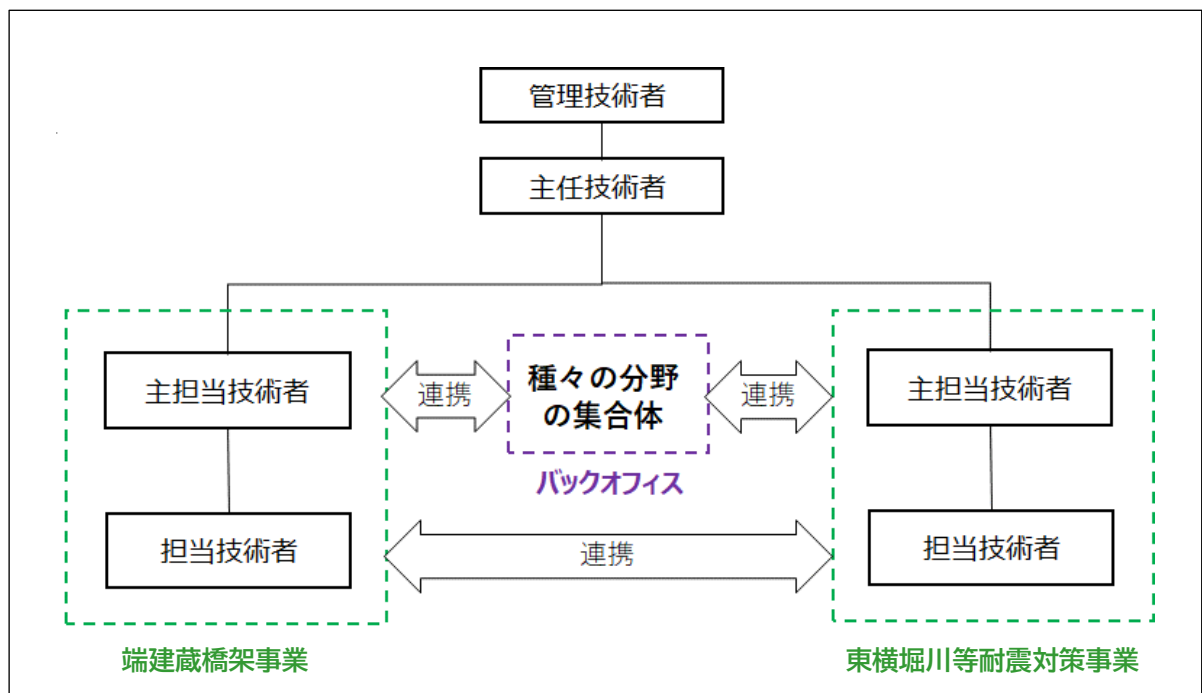


図-1 実施体制のイメージ図

(8) 管理技術者の資格及び実績要件

本業務では管理技術者を配置することとし、資格については次のいずれかの条件（1,2,3,4）を満たし実績については、平成26年度以降に、次に示す（ア）について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。また受注者と直接雇用関係を有していること。

- ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「施工 計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」のいずれかに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
- ② 技術士法による第二次試験のうち総合技術管理部門「建設一般」に合格し、同法による登録を受けている者。
- ③ 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
- ④ RCCM（「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」のいずれかに限る）の資格を有し、登録を受けている者。

ア．官公庁発注のPM（プロジェクトマネジメント）業務又は、CM（コンストラクションマネジメント）業務の実績。

(9) 主任技術者の資格及び実績要件

本業務では主任技術者を配置することとし、資格については次のいずれかの条件（1,2,3,4）を満たし実績については、平成26年度以降に、次に示す（ア）について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。また受注者と直接雇用関係を有していること。

- ① 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「施工 計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」のいずれかに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
- ② 技術士法による第二次試験のうち総合技術管理部門「建設一般」に合格し、同法による登録を受けている者。
- ③ 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。
- ④ RCCM（「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」のいずれかに限る）の資格を有し、登録を受けている者。

※ただし管理技術者と異なる選択科目とする。

ア．官公庁発注のPM（プロジェクトマネジメント）業務又は、CM（コンストラクションマネジメント）業務の実績。

(10) 主担当技術者及び担当技術者の要件

本業務対象の端建蔵橋架替事業および東横堀川整備事業のそれぞれに主担当技術者及び担当技術者を1名ずつ配置すること。また受注者と直接雇用関係（派遣契約関係も含む）を有していること。

なお、主担当技術者の資格及び業務実績は規定しない。

(11) 常駐・専任の要件

配置技術者の常駐・専任の有無及び期間については以下のとおりとする。

なお、現時点で想定する要件であり、事業進捗に伴い要件の見直しが考えられる。そのため、監督職員と本業務の体制に関して適宜協議するものとする。

【常駐】

- ・管理技術者 無
- ・主任技術者 無
- ・主担当技術者 無
- ・担当技術者 無

【専任】

- ・管理技術者 無
- ・主任技術者 無（※1）
- ・主担当技術者 無
- ・担当技術者 無

※主任技術者は専任を求めないが、本業務を最優先とする事とし、その他業務の管理技術者になることは認めない

(12) その他

- ・契約日から令和7年11月までの期間は、管理体制を構築したうえで計画準備や現地踏査を行い、課題の整理や事業計画の立案準備をするなど、令和7年11月中旬からの工事着手に向けたスムーズな管理の移行が図れるようにすること。
- ・経費については、「土木設計業務等積算基準」の考えを準用する。

特記仕様書(2)

1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「大阪市建設局ホームページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞各局等入札契約情報＞建設局＞入札・契約のお知らせ＞業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞」を参照すること。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

2. 単価適用年月について

設計業務委託等技術者単価および公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和6年2月16日付で示された「令和6年度 設計業務委託等技術者単価」を適用している。

3. 監督職員

- ② 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。
- ② 監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。

4. 成果品の納入

- ① 本業務の成果品は 2 部提出すること。なお、各業務の遂行に必要な資料の部数については、監督職員と協議すること。
 - ・ 報告書電子データ一式（PDF 及び編集可能なファイル）DVD 等メディア 2 部
 - ・ 報告書（A4 サイズ、パイプ式ファイル）2 部
- ② 成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。
- ③ 監督職員の指示がある場合には PDF 形式ファイルデータを作成し提出すること。
- ④ なお、データの提出に際しては、ウィルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウィルス検査の結果を監督職員に報告すること。
- ⑤ 成果品の作成イメージは別紙 2 を基本とすること。

5. その他

- (ア) 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。
- (イ) 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

特記仕様書(3)

本特記仕様書は、「水の回廊」における整備事業に関する CM 業務委託に適用する。

1. CM業務計画書の作成

1-1.発注者の要求のとりまとめ

受注者は、発注者の要求について、発注者と打ち合わせを行い、事業の目的を明確にする。また、打ち合わせを通じて発注者の要求を検討の上文書化し、事業開始時の発注者の要求としてまとめ、文書で発注者に提出する。

1-2.業務計画書の作成

業務委託共通仕様書 H28(I -1-1-1-12 業務計画書)に基づき業務計画書を作成すること。

また、上記とは別に、受注者はCM業務の目的を明確にし、発注者の要求、事業の方針について、発注者と打ち合わせを行い、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分検討し、遂行にあたっての技術的方針や作業スケジュールを記載した CM 業務計画書を契約後 14 日以内に立案・作成し提出すること。

CM業務計画書の内容を変更する場合は、その都度発注者に変更CM業務計画書を提出する。なお、発注者が指示した事項については、受注者はさらに詳細なCM業務計画書に係わる資料を提出する。

2. 設計支援

2-1.企業体工事確認支援

端建蔵橋事業における埋設管移設等について(関西電力、大阪ガス等)、別途貸与する資料をもとに、資料を収集・整理するとともに、現状を十分に把握し、端建蔵架替工事と埋設企業体の工事が円滑進むように必要な調整・協議・設計対応を提案すること。

3. 報告書の作成

前項までの検討結果、協議内容等を整理し、報告書を作成する。

受注者は、CM業務計画書にしたがって業務の記録を作成し、CM業務記録として定期的に発注者に提出する。また、業務終了時には、CM業務報告書を作成し、発注者に提出する。

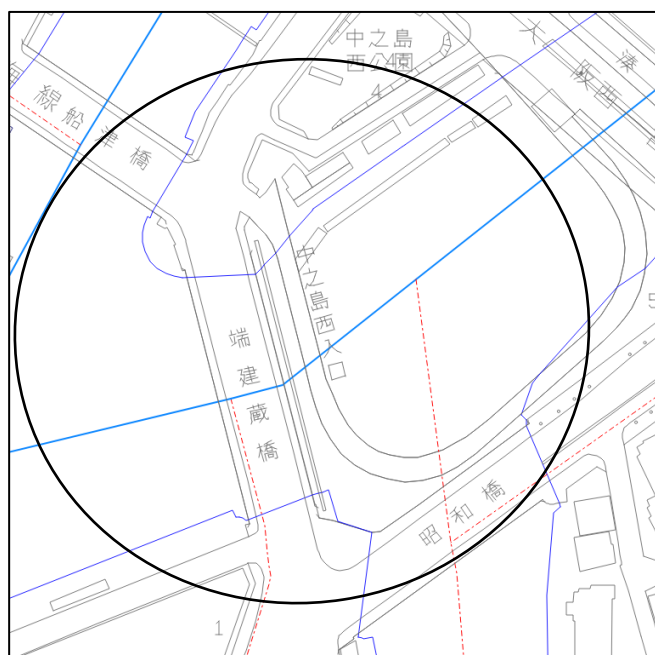
4. 打ち合わせ

業務着手時、成果品納入時においては、原則として管理技術者が立ち会うこととする。なお、中間打ち合わせは原則 2 回/月とするが、協議等により変更できることとする。ただし受注者の理由によるものは設計変更の対象としない。

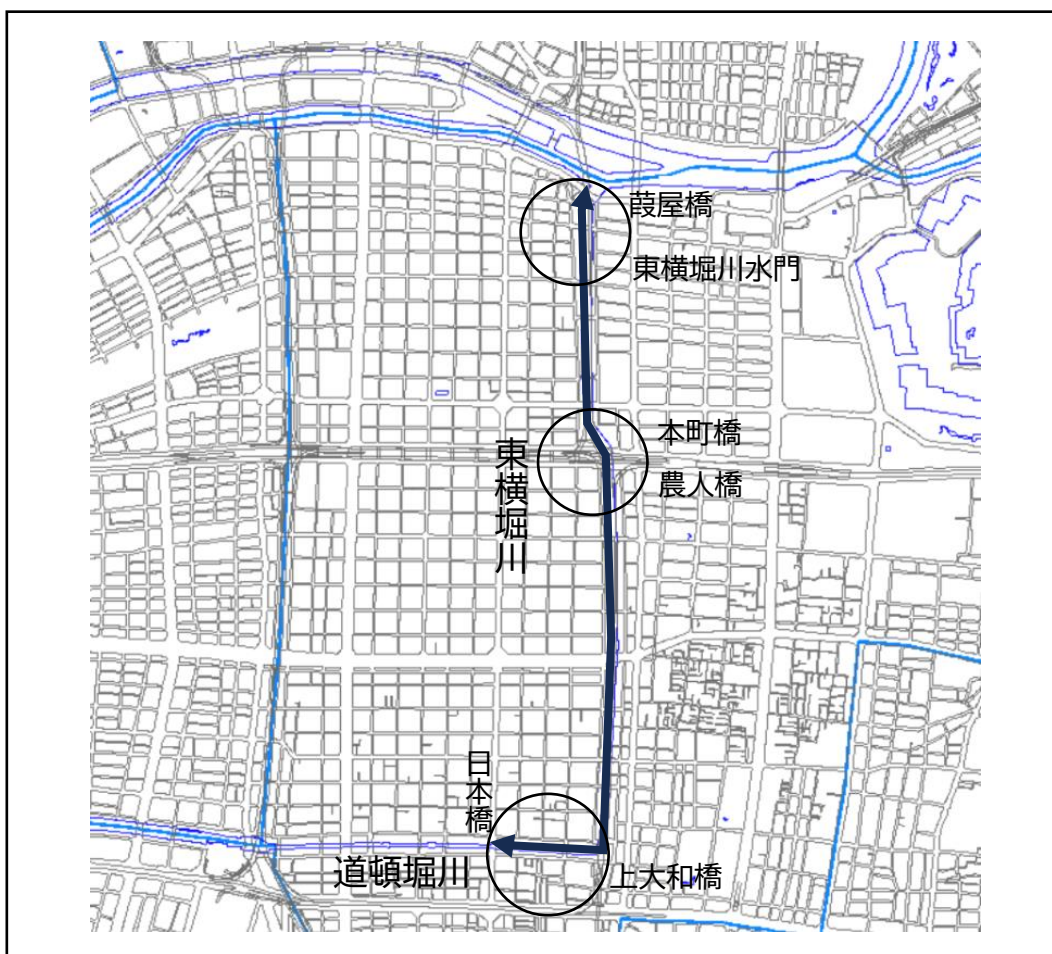
5. その他

- ・受注者は、マネジメント業務（以下、「業務」という。）を遂行するにあたり、業務の経過および検討結果や整理した資料について発注者へ報告を行い、意見交換を行った後、発注者より指示を受ける。
- ・成果品の提出については、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- ・本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- ・公的機関以外での立入がある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。
- ・関係機関との協議に作成した資料については、関係先との協議結果により、修正等が生じたときは、監督職員の指示に従い、業務遂行に努めるものとする。
- ・本業務遂行にあたり、特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。
- ・その結果、業務内容に変更が必要となった場合は設計変更協議の対象とする。
- ・コンプライアンス（公益通報）については、**別紙－3**のとおりとする。

端建藏橋現地調查範圍



東横堀川現地調査範囲



成果品の製作イメージ

DVD-R

R

委託名称：○○○○○○○○○○○○業務委託
(○○/○○)
完成年月：令和○○年○○月

発注者名：大阪市建設局道路河川部橋梁課
受注者名：○○○○○○○○○
ウイルスチェック：○○○○○○○○○
令和○○年○○月○○日版
令和○○年○○月○○日チェック

A4 ファイル

	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○業務委託 ○年 ○月	委託名称 : ○○○ 完成年月日 : ○○○
--	--	--

特 記 仕 様 書

（条例の遵守）【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。